

# 「(仮称)大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例(案)骨子」に対する市民意見の概要と本市の考え方

意見募集期間 令和7年12月19日(金)～令和8年1月16日(金)

意見提出者数 11人

意見件数 30件

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え
1	人権尊重の理念を明確に示す本条例案と市の取組姿勢を評価している。本条例案が、特定の団体や立場に偏ることなく、市民全体の人権を守るための仕組みとして機能することを期待する。	本条例案の理念に基づき、特定の団体や立場に偏ることなく、公正中立に人権施策を推進し、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、あらゆる人権に関する課題解決に取り組んでまいります。
2	人権施策を進める際には、市民の多様な価値観や地域の歴史・文化を尊重し、行政が過度に価値観へ介入することのないよう、慎重な運用をお願いしたい。 公平性と透明性を重視した人権行政の推進を期待する。	日本国憲法が保障する基本的人権を念頭に、人権施策を推進してまいります。 また、人権施策の推進に関し調査及び審議するための審議会を設置し、一層の市政運営における公平性の確保や透明性の向上を図ってまいります。
3	「一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会」を目指す理念を明確に示しており、人権意識の高い市民にとっては、自身の考えを深める契機となる内容である。	本条例案の理念に基づき、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、市民全体の人権意識の向上に向け、人権教育・啓発等に取り組んでまいります。
4	「人権意識の高揚」「尊重し合う」という表現は抽象的で、人権問題に日頃関心がない市民には、具体的な行動や考え方が伝わりにくい。市民活動及び啓発活動への言及を充実させることで、行政だけでなく市民も主体的に関わることが明確になると考える。	本条例案は、人権施策を推進するにあたっての基本的な考え方や方向性を示すものであり、具体的な考え方、取組内容については、基本計画等の中で明らかにしてまいります。 また、市、市民、事業者が共に協力して、差別のない、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会を実現するための取組(講演会、講座、イベント等)を行い、その周知を図るなど、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進してまいります。

5	<p>審議会の委員の選定にあたっては、必ず公募枠を設けてほしい。また、多様性を尊重し合う社会を実現するため、各人権課題の当事者(障がい者等)を、必ず委員に含めてほしい。</p>	<p>人権問題が複雑かつ多様化しており、個別の人権課題に対応した当事者の方で構成することが困難になりつつあります。このような状況を踏まえ、審議会は、公募枠を設けず、大学教員、弁護士、人権擁護委員のほか、複数の人権課題に関連する団体の方(自治会、民生委員児童委員、医師会等)、関係行政機関の職員等を中心に構成し、様々な当事者の方のご意見を人権施策等に反映していきたいと考えています。</p>
6	<p>大分市の差別の有無や程度について客観的なデータに基づく現状評価が示されていない。 (同様の意見 外1件)</p>	<p>本条例案は、人権施策を推進するにあたっての基本的な考え方や方向性を示すものです。 なお、市民の人権に関する考え方等を調査するため、「人権に関する市民意識調査」を実施しており、その調査結果を人権施策を効果的に実施するための基礎資料として活用しています。また、調査結果については、市ホームページに掲載しています。</p>
7	<p>施策の効果検証のための具体的な評価指標(KPI)や、到達目標を設定すべきではないか。</p>	<p>本条例案は、人権施策を推進するにあたっての基本的な考え方を示すものであり、具体的な考え方や基本目標、取組内容については基本計画等の中で明らかにしてまいります。 また、人権施策の効果を数値等で評価することは困難な面がありますが、市民意識調査の結果等を踏まえ、人権教育及び人権啓発を推進してまいります。</p>
8	<p>本条例案は、市民および事業者に「協力」を求めているが、将来的に同調圧力や表現の萎縮につながる懸念がある。人権尊重は強制ではなく、自発的理解と合意に基づくべきものであり、その点を担保する仕組みが必要である。</p>	<p>日本国憲法が保障する基本的人権を念頭に、人権施策を推進してまいります。 また、人権施策の推進に関し調査及び審議するための審議会を設置し、一層の市政運営における公平性の確保や透明性の向上を図ってまいります。</p>
9	<p>本条例案に基づく施策の効果検証の方法、見直しの仕組み等について考えておくべき。</p>	<p>人権施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するとともに、これに基づく施策については、随時見直しを図ってまいります。</p>

10	現代では、差別を感じることは少なく、大人でも差別について知らない人が多い。差別を教えることで逆に差別意識が生まれるのではないか。	今なお、様々な差別が存在しています。差別を助長することのないよう、本条例案の理念に基づき、一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権意識の高揚に努める必要があると考えております。
11	「審議会は、委員 17 人以内をもって組織する」とあるが、17 人という人数の根拠はあるのか。	人権問題が複雑かつ多様化している状況を踏まえ、各種人権課題に十分な対応ができるよう、委員を 17 人以内としました。
12	審議会の委員の信念信条に偏りがあることのないよう選任してほしい。	審議会は、大学教員、弁護士、人権擁護委員のほか、複数の人権課題に関連する団体の方(自治会、民生委員児童委員、医師会等)、関係行政機関の職員等を中心に構成し、様々な当事者の方のご意見を人権施策等に反映していきたいと考えています。
13	審議会の委員の再任については、権限の増強につながるため反対する。	審議会は人権施策について調査及び審議するために設置するものです。委員の再任については、条例等の規定に基づき、適切に対応してまいります。
14	過度な外国人受入れ等は慎重に検討されるべき。 (同様の意見 外2件)	本条例案は、日本国憲法が保障する基本的人権の尊重を念頭に一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指しており、そのための基本的な考え方や方向性を規定しようとするものです。
15	性的指向・性自認等については慎重に検討されるべき。 (同様の意見 外4件)	
16	土葬問題などの信条、価値観等の相違から生じる対立はどのように解決されるのか。 (同様の意見 外2件)	
17	基本的人権は守られるべきとは思いますが、尊重し合いすぎると窮屈になるのではないか。	
18	このような条例を制定する必要があるのか。 (同様の意見 外1件)	
		国際化、情報化、少子高齢化の進展に伴い、人権に関する問題はより複雑かつ多様化しています。これらの状況を踏まえ、本条例を制定し、市民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、差別は許されないという認識のもとと行動していくことの重要性を示す必要があります。